

## 5 面会交流援助に求められる技法及び援助者の育成・訓練

### (1) 面会交流援助に求められる技法

本項では、高葛藤事例、困難事例と言われる事例の援助経験の蓄積や分析対象事例、短期援助事例の中から、援助者が直面するさまざまな課題とその対応例をまとめた。援助に求められる技法にはハードとソフトの二面がある。ハードとは安全・安心と父母・援助者間の信頼感の保証となる援助の枠組みの構造化であり、ソフトとは個別の臨床的援助スキルの向上である。両者がともに備わることで援助技法の必要十分条件が満たされるものと考えられるが、援助構造については概略にとどめ、援助者が日々の研鑽を求められるスキルを中心に記述する。

#### ア 援助の枠組みの構造化

援助の枠組みは、最も重要な「契約に基づく援助」を中心におよそ次のような原則によって構成される。

##### (ア) 援助情報の開示

ホームページや利用案内、面談などにより、面会交流の意義、目的、援助内容、援助の限界、ルール、費用等をあらかじめ開示することにより、援助機関の利用に関して、父母間の協議に齟齬の生じないようにする。

##### (イ) 合意形成過程と援助過程の分離

援助者は合意形成に介入せず、実施過程の援助だけを行う。再協議には、調停や民間調停であるADR（裁判外紛争解決手段）の利用を促す。

##### (ウ) 父母の自己決定

援助の利用は父母の自己決定によるものとし、援助機関から利用の勧誘、説得は行わない。利用の意思は援助機関との契約書によって明文化する。

##### (エ) 有償の援助契約

契約は、父、母、援助機関の三者の有償援助契約であり、契約外の事項については、援助者は介入しない。信頼関係が維持できなくなった場合や契約違反による契約解除ができる。

##### (オ) 期間限定援助

子どもの成長・発達に対応した面会交流の流動性と父母の援助依存の防止の観点から、期間を決めて自立を目指した段階処遇的援助を行う。

#### イ 個別援助における臨床的スキルの向上

援助者は、人間関係諸科学についての専門的知識を習得した上で、それを実際の援助場面において実践に移し、工夫や応用を重ねながら、子どもの健全な成長・発達に

資する面会交流の実現を志向する。それは、精神科医岡田尊司<sup>18</sup>の表現を借りれば、飛行機の操縦における「知識の習得と操縦の練習の関係」に当たる。知識も練習もどちらも絶対欠かせないが、フライトごとに機体の条件、ルート、天候等、1回として同じことの繰り返しはないので、いかなる状況においても安全な飛行をするためには、限りなく練習が重要なのだと言う。同氏はさらにもう1点、重要な指摘をしている。スキルは駆使しようとするより、迷いが生じたら、大筋は外さないが無理をしないことが肝要だと言う。事例の個別性が極めて高い面会交流援助のような対人援助の領域でも、まったく同じことが言える。実際場面で臨機応変に適切な対応のできる柔軟な判断力や感受性を含めたスキルの総体を、「臨床の知」と言い、その体得は、現場教育（OJT）が中心になっている。

面会交流は、子どもの成長・発達や事情の変更によって変化する流動性を特徴としている。そこで、援助の経過を追う形で、援助契約前、援助開始期、最初の契約期間終了頃まで、援助中期、援助終期の5期に分けて課題と対応を記述する。

#### (ア) 援助契約前の課題と対応の工夫・配慮

援助契約前とは、照会、申込みへの対応から始まって、援助者が初めて父母に会って情報提供する過程をいう。援助者は、限られた時間内に、父母の不安や疑問を共感的に受け止め、丁寧で的確な説明をすることにより、父母がそれぞれに抱いていた面会交流に対する感情や考え方を整理できるように援助する。特に初めての面談（FPICでは「事前相談」という。）は、その成否が面会交流の成否を左右すると言われるほど重要である。この段階で大切なことは、援助構造をいかに正しく伝えられるかということと、一貫して子どもの立場から発言できているかということである。例えば、①当該の援助機関のできること、できないこと、してはいけないこと（個人情報漏洩等）、②安心して甘えたり、楽しめるような雰囲気での面会交流をするのでなければ、子どもには実施する意味がないこと等をきちんと伝えることである。父母はまだ紛争の渦中にいて、不本意な第三者機関の利用を他者から勧められ、イラついて大声で要求を主張することが少なくない。このようなとき、援助者は決して援助機関の利用を勧めたり、説得的な対応をしたりしてはいけない。怒鳴るような話し方には、援助者が感じているままを伝え、「大事な話ですから、静かに話せるようになったら聞きましょう。」と、いったん間を取る判断が大事である。納得して自ら利用を決めてもらえなければ、無理して契約をせず、他機関のリサーチも勧めてみるとよい。

この面談において、ほとんどの事例から軽重さまざまなDVの訴えがある。援助者は傾聴して父母それぞれの心情理解に努めるが、深入りはしない。聞くこと目的は過去や事実の認定をすることではなく、子ども中心の安全な面会交流を実現す

<sup>18</sup> 岡田尊司『愛着障害の克服「愛着アプローチ」で人は変わる』光文社 2016

るために、援助者が配慮点を把握しておくことにある。父母にはその方針を伝え、過去へのこだわりを捨て、子どもの未来づくりへ視点を切り替えることを助言する。

(イ) 援助開始期の課題と対応の工夫・配慮

開始期とは、面会交流の合意後に援助の契約が成立し、日程調整ができて最初の面会交流が実現してから数回までの援助の過程に当たる。第1回目は未知の課題を含めて課題の山に立ち向かう立ち上がり援助である。スタートの成否はその後に大きな影響を及ぼすので、当事者だけでなく、援助者も不安と緊張を抱えている。臨床の知が最も必要とされる場面であり、経験豊富な援助者が加わった複数援助者による対応が望ましい。その後の数回は、今後の見通しを得るための慣らし保育ならぬ慣らし交流であるので、子どもの様子を見極めながら、援助者がしっかりとイニシアティブを取る必要がある。この時期に直面する4つの課題について、特に必要とされる工夫・配慮点を挙げてみる。

① 両親が顔を会わせられない場合

援助機関を利用する最大の理由が、父母の接近・遭遇への忌避であるので、集合と解散の方法は綿密に打ち合わせる必要がある。まず、援助者自身が遅刻しないよう万全を期さなければならないが、集合については15分程度の時間差と異なる集合場所を予め決めて置き、実施の一両日前には再確認するとよい。事前に現地を下見できればなおよい。この時期には、室内での実施が多いので、先着の親には別室で待機してもらい、他方親からは電話をもらってから入室の指示を出すなどの工夫も必要である。前日と当日は、天候、交通事情等も考慮して、援助者は父母との連絡に気を配る必要がある。解散の方法は、実際の危険の有無にかかわらず、待ち伏せや追いかけて恐れる同居親の不安を未然に防ぐ意味で、同居親と子どもに先に帰ってもらう。同居親から「もう大丈夫」との電話をもらってから別居親に帰ってもらう方法もある。その際、後に残っている別居親と話し込まない配慮が必要である。援助者にとって父母との距離感は中立性の観点から配慮しなければならない。

顔を会わせられない父母でも、相互の通信連絡ができる場合もある。相互連絡の許容程度、内容は予め決めておかないと、混乱の原因となる。特に、文字として残るものは日程調整に限らないと、解釈の違いが生じて新たな紛争の種になりやすい。高葛藤の事例では、連絡は援助者経由とし父母は直接の連絡をしないほうがよい。

② 子どもが別居親との面会に拒否的、消極的な場合

年齢によって対応はかなり異なるが、年齢に関係なく、援助者が子どもと同居親から信頼されるかどうかがかぎになると言ってもよい。子どもが別居親と親密になれないときには、低下している親機能の補完役として、まずは援助者が子ど

もの安心感の対象になる必要があるからである。その意味で、援助者にとって子どもの発達や発達障がいについての知識と理解は不可欠である。また、同居親が援助者を信頼すると、子どもに対して、「絶対信頼している人だから大丈夫よ。」と伝えてくれることもあり、子どもも安心感を増すことが多い。

a 乳児

子ども本人の拒否が問題になるのではなく、体調や人見知り期の問題により、同居親から離れる難しさが問題になる。面会時間を短くしたり、同居親に協力を求めて援助者の脇で同席してもらったり、衝立の陰や間近かの別室に待機してもらうなどによって、同居親が子どもの視野に入りやすい方法を考える。これには、別居親の理解も求めなくてはならない。逆に、同居親と遊ぶ子どもの姿だけを、別居親に室外から見守ってもらうこともある。

b 幼児期前半

保育園生活の有無によって同居親からの離れやすさに違いがあるが、別居親への否定的態度の多くは、別居親への恐怖感、嫌悪感だけでなく、未知や不慣れな状況への遭遇に対する尻込みの問題と考えられる。予期せぬ突然の体験、急接近、巨大、大声、高所、暗闇という、子どもが怖がる要素を排除しながら、別居親が焦らずゆっくりと関わりを進めれば、軌道に乗ることが多い。具体的には、待機している親を子どもが訪ねる形を避け、子どもが先入室してテリトリーを形成する。後から入室する別居親には、出会い頭に抱っこはしない、座って身を低くする、大きな声で矢継ぎ早に話しかけない等を守ってもらい、遊んでいる子どもを見守るか、並行遊びといって隣に並んで同じ遊びをしてもらう。もっと用心深く近づく必要のある場合には、例えば次のような方法を試みる。子どもがキッチンセットで作ったジュースを、最初は援助者が飲ませてもらい、援助者から別居親におすそ分けをする。おいしいと言った（パパ）にも「作ってあげて。」と援助者が頼むと、子どもは作ってはくれるが自分から別居親の所へは運ばない。別居親は、また援助者の手を経てジュースを飲み、「とってもおいしかったよ。ありがとう。」「もう一杯作ってくれる？」と言って、今度は別居親が近づいて返却する。このあたりで、やっと子どもが直接別居親とのコンタクトを取るようになる。同様の遊び方はミニカーを走らせて試みることもある。親と子がじかに接触する前に、媒体を通じて関係作りをするのがコツである。はじめは固まって反応しなかった子どもでも、1時間近く経過する頃には、すっかり打ち解けて声をあげて笑ったり、得意な歌を歌ったりするまでに変化することが多い。

それでも、打ち解けにくい子どもには、吸着ボール投げを仕掛けたりする。援助者が何気にボールを高い所へ投げ付けて、子どもに「取って。」と頼むが取れない。「（パパ）に抱っこしてもらうしか取る方法がないね。」と仕向ける

と、子どもの方から抱っこをせがんでいく。それをきっかけに、子どもは積極的に肩車など、別居親との接触を求めるようになる。そして、終了時間が来ても切り上げに抵抗して、次々に新たな遊びをせがみ始める。この終了への抵抗の予防方法としては、開始の時に終了時刻を時計の文字盤を使って視覚的に示しながら約束し、10分前には文字盤で確認しながらお片付けをさせるとよい。急に終了を告げることは避ける。

この時期の子どもの援助では、別居親と子どもの距離が縮まらないことに焦った援助者が、子どもと一生懸命遊んでしまい、結果として親子の交流を妨げてしまうことがないように配慮する必要がある。

#### c 幼児期後半

先行研究<sup>19</sup>の結果では、この年齢の子どもが援助機関による援助対象児の中心層である（4歳の13%をピークに、2～5歳で全体の5割）。4歳でオムツが取れていない子どもがいる一方、しっかり自己主張ができる年齢である。同居親に対する別居親の過去の言動を覚えていたり、同居親から聞かされていて、別居親への否定的感情をもっている子どもは多い。別居親との面会に先立って、援助者が子どもとの関係づくりを行い、援助者の存在を条件に子どもが面会を受け入れることが少なくない。

室内での実施には、対面しての会話の負担を軽減する工夫が大切である。弁護士事務所やファミレスで行われた初期援助が不首尾に終わる場合には、対面回避への工夫が欠けていたのではないと思われる。共同作業のできるプラレール、箱庭、各種のゲーム等を用意するとよい。親子での料理も喜ばれる。男児には、ボール遊びが好まれる。ボール投げは別居親に対する「感情ぶつけ」として、一種の遊戯療法になる。別居親がしっかり受け止めることが、愛情交流へと変化していく。

#### d 学童期

同居中から親子関係がよかった事例では、会いたいとの意思表示が子どもからあり、良好な雰囲気での面会交流が開始できる。しかし、自分の不参加を調停調書に明文化してもらい、弟妹だけが実施している事例もあるほど、一般的には学童期からの開始は難しい【事例19、援助事例2】。長期間父母の紛争に巻き込まれてきた学童期の子どもは、親子の役割を逆転させ、自分の心の手当をないがしろにしたまま父母いずれかの心の面倒を見ている。必要な援助は、まず、心の負荷を解いて自分を取り戻す手助けである。思春期、青年期に遭遇するであろう苦悩を考えると、面会交流を急いで子どもを追い詰めるよりも、1度でも、2度でも、援助者やカウンセラーが、気持ちを聴き取ることが援助に

<sup>19</sup>『別居・離婚後の子の最善の利益の実現と親子関係の再構築』公益社団法人家庭問題情報センター 2015

なる【事例3、12】。拒否の理由も、話せる子どもからは、しっかり聞いてやるのがよい。よく話を聞き、場所や時期等を子ども自身に提案させたり、場所の下見に連れて行かせたりして、子どもに面会交流をプロデュースさせると、あきらめていた扉が開き、しかも最初から外部でできたりすることもある【援助事例1、2】。

きょうだいがある場合で、保護者のように弟又は妹に同道だけする年長児もいる。このような事例では、同道が面会交流継続の支えになっていることを援助者が感謝することを通じて、その子どもが援助者との関係を維持するうちに、面会交流の仲間に入ってくることもある。

③ 同居親が面会に拒否的、消極的な場合

面会交流の必要性の認識はあってもできないタイプと必要性を理解せず、会わせたくないタイプがある。前者は援助者の手助けがあれば、比較的順調に面会交流を開始することができる。後者には、子どもが自分の親を知ることが面会交流の目的であるにもかかわらず、別居親を「父とは呼ばせない。」と主張するような例がある【事例4】。このような親と契約するときには、子どもへ強要はしないが、別居親が「パパ」と自称することや、援助者が別居親に向かって「お父さん」と呼ぶことまで、同居親が拒否することはできないことを契約の前提条件とする必要がある。

面会交流を離婚や養育費の交換条件と考えている同居親もいる【事例6】。同居親の拒否や抵抗を緩和するには、援助者が同居親の感情に共感しても同調することなく、時を待たない子どもの成長や未来のために、親がしてやれること、すべきことを一緒に考え、面会交流の目的をまっすぐに伝えることが大切である。夫婦の不和が壊してきた子どもの愛着形成のやり直しが面会交流であり、それは父母の協力なしにはできないことが分かってもらえたとき、山は動く。

④ 別居親が子ども対応に不安を感じている場合

援助の現場では、別居親が過剰な自信を持っている方が援助しにくい。聞く耳を持たないからである。再会に不安を感じるのは人として当たり前のことである。そこで、援助者は、初めからはうまくいかないのが当たり前であることを、別居親には理解してもらおう。その上で、子どもとの接し方のモデル提示をしたり、会話の仕方を具体的に伝えたりしていく。例えば、虐待のあった親子関係の修復のためのCAREプログラム<sup>20</sup>をヒントに、①子どもの言葉をおうむ返しする。②実況放送のように子どもの行動を言葉で表現してやる。③ほめる、の3つを勧める。子どもが「動物園に行ったんだ。」と言ったら、「どこの動物園？」とすぐ質問するのではなく、「動物園に行ったんだ。よかったね。」と丸ごと子ども

<sup>20</sup> アメリカのシンシナティ子ども病院のトラウマ治療研修センター（TTTC）所長フランク・W. バトナム博士によって開発され、2008年に福丸由佳（白梅学園大学、CARE-Japan）が日本語訳版を導入した。

の言葉を受け止めて、共感を伝える。子どもが絵を描いていたら、「○○ちゃんは、いまピカチュウのお耳を描いています。今度はお鼻です。上手に描いています。」と、親の関心や注目が子どもに向かっていることを伝える。これは、ネグレクトとは反対に、子どもが注目されたい気持ちに応えてもらっていると感ぜると言われる。

(ウ) 最初の契約期間終了頃までの課題と対応の工夫・配慮

この時期には、面会に慣れた子どもが本音を出せるようになり、援助者に向かって、過去の別居親の言動を否定的に語ることもある。そのようなときは、子どもを前にした親への働きかけのチャンスである。「それは辛かったね。」と援助者は子どもへの共感を伝えた上で、「パパは可愛いあなたに会いたくて、私の所でよいパパになる勉強をしていたのよ。優しいパパになったでしょ。もう、前のパパとは違うから安心だね。」「パパは謝りたいんだって。」というような会話を、目の前の別居親に聞かせる。多くの別居親は、「ごめんね。」と謝り、これをきっかけに子どもの表情がパッと明るくなり、親子は親密性を増していく。

自信過剰の別居親は、上から目線になりがちで、子どもに花を持たせるのが下手である。早晩行き詰るので、そのピンチが助言のチャンスになるのであるが、面会条件のせいにすり替えて、不納得を言い立てる事例もある。契約の更新手続きを機会に振り返りをしたり、親ガイダンスへの参加を促すが、援助に信頼が得られないなら、深追いしないで援助を終了するか、調停を勧めて結果を待つのが賢明である【事例13、21】。

(エ) 援助中期の課題と対応の工夫・配慮

ここでいう援助中期とは、契約を更新してから援助が終了するまでの時期に当たる。事例によって実に様々な期間の長短があり、小学校を卒業するまで契約の更新を繰り返し何年も援助が継続することもある。同居親と別居親の間の自力実施への心理的準備のペースにかなりの違いがあることが大きな要因であるが、援助への依存がこの時期の課題である。期間限定の援助の枠組みと援助の軽減によって対処する。しかし、一方が、はやる気持ちを押えられず、不満が高じてルール違反を起こし、援助が中断、中止となることもある。長い援助の中期を乗り切るために、援助者はぶれない姿勢で粘り強い対応を続けることになるが、困ったときには、必ず援助の原点に立ち戻ることが大切である、つまり、調停調書や契約書の内容を親とともに確認し直すと解決の糸口が見つかるのである。

中期頃の課題として、親の再婚の問題がある。箱庭で引っ越しの作品を作って、親の再婚を暗示的に表現した子どもがいたが、特に同居親の再婚をタブーにされた面会交流は、子どもにとって重荷となる。子どもにタブーを持たせないよう、再婚が親子の縁の切れ目にならないよう、援助者は、子どもにとっての再婚の意味を同居親に説明することが望ましい。特に、再婚相手は優しい、あるいは頼もしい保護

者であっても、躰役の親にならないように助言する必要がある。子どもには、「可愛がってくれるお父さんが（お母さんが）二人もいてしあわせだね。」と、声をかけて支えてほしい【事例24、25】。

面会交流の継続の過程で、子どもだけでなく、親も成長する。援助者は、父母に対して過去の追求や非難をせず、愛着形成のやり直しという面会交流の目的を明確にして、できたことを惜しまず評価するという援助姿勢をとる。経験則的に積み上げてきたこの姿勢は、解決志向療法の新しいDV加害者プログラム（プルマス・プロジェクト）<sup>21</sup>に近似していて、親が自信と自尊心を回復して成長することに役立つようである。また、DVの被害体験から抜け出せない同居親にとっては、安全と安心を保障されながら続ける面会交流が、DV被害者のための持続エクスポージャー療法<sup>22</sup>に近似の効果をもたらしているようである。

(オ) 援助終期の課題と対応の工夫・配慮

援助終期とは、中断、中止でなく、父母が自力で面会交流を実施し、援助の手を離れる時期をさす。一般的には、お試しステップアップ等を経ながら、援助を不要としていく。援助への依存から離れられなかった事例も、子どもの成長により、子どもが面会交流のイニシアティブをとる時期が訪れる。児童期後半からは、子ども自身による別居親方への移動によって、新たな展開を見せる事例もある。

離婚という移行期から、新しい家族のあり方が安定するまで、援助者は10年近く事例と付き合うこともある。面会交流の援助とは、事例から学び続けながら、人並みの苦勞ではないが、それによって自らも育てられ、子どもの育ちに寄り添えた達成感を喜びとする仕事である。

(2) 援助者の育成・訓練

ア 援助者育成の必要性

面会交流がまだ面接交渉と言われていた平成6年頃、FPICでは家族や離婚の相談に乗っていた当事者から、離婚後の問題として面接交渉の相談が持ち込まれるようになった。全面一括解決を目指してかえって難航するよりも、解決できることから解決していくという当時の家裁の調停は、当事者から請求がない限り、面接交渉の話題には触れないのが一般的であった。

このような状況の中で、FPICには幸い家裁の実務で培った知見があったので、相談活動の一環として、手探り状態ながら全国に先駆けて援助活動に取り組み始めた。日の目を見ることはなかったものの平成8年の民法一部改正案の中に、「面会と交流」という文言が盛り込まれたのを契機に、FPICでは「面接交渉」を「面会交流」に改め、試行的援助の後に平成16年から事業として立ち上げた。その後を追うように、心

<sup>21</sup> モー・イー・リー他『DV加害者が変わる—解決志向グループ・セラピー—実践マニュアル』金剛出版 2012

<sup>22</sup> エドナ・R・フォア他『PTSDの持続エクスポージャー療法—トラウマ体験の情動処理のために』星和書店 2009



理学系の学者、実務家や離婚を経験した当事者が援助団体を立ち上げたが、その後は急速な増加を見ることもなく、限られた数の団体が財政基盤も不安定なまま、ボランティア的援助活動を細々と続けてきた。

この状況に新しい波が到来した。離婚時における「面会交流、養育費」の協議が明文化された平成23年の民法一部改正である。同時期に日本はハーグ条約に加盟し、条約適合環境の整備を求められることになり、外務省は面会交流の調整役を担うとともに援助団体の候補リストを作成し、家裁は面会交流原則実施に舵を切った。面会交流の調停が急増し、援助に対する需要も高まった。それに呼応するように、この数年、援助団体も数においては従来になく増加を続けているようである。とはいっても、全国で30～40団体に過ぎず、とても需要に応えられる数ではない。面会交流原則実施の潮流の中で、今後予測される援助の需要増に対しては、数とともに高葛藤、援助困難事例への対応という援助の質の向上という課題もある。

援助団体には、立ち上がりの歴史から、援助第一世代ともいえる実務家、心理系専門家団体、第二世代である当事者援助団体、そして第三世代の親の離婚を経験した子どもによる援助団体がある。それぞれに支援の対象や内容に特色があるが、対人関係の援助者としての共通基盤となる知識や技法の習得は必ずしも十分とは言えない。

このまま民間の援助活動に「自然成長」を期待するだけでは、ニーズに応えきれないとは思われない現状はさらに厳しくなり、面会交流を取り決めても、実際には実現できない「面会交流難民」を増やすだけになるおそれさえある。援助者の育成は喫緊の課題であり、民間団体の任意に任せるのではなく、国や自治体の取り組むべき政策課題であるといえよう。

#### イ 援助者に求められるもの

援助者に求められる能力、資質は、関係諸科学の知見、援助技法、臨床的センス、子どもやその文化への関心、1対1の治療関係とは異なる対立当事者の間に入ってなおぶれない自律性、関係者や関係機関とつながっていくネットワーク構築力等々多様である。(1)で述べた技法も一朝一夕に身に付くものではなく、実務経験を重ね、先輩から教を請い、勉強をして一つ一つ身に付けていかなければならない。

FPICにおいても、面会交流の援助者のあり方やスキルについては、最初から専門的知識やスキルがあったわけではないが、元家裁調査官と元家事調停委員らが協力して開発してきた人材育成のノウハウが蓄積されつつあるので、面会交流の援助に特化した援助者の育成・訓練のあり方について、改めて整理しておきたい。

援助者の役割については、大きく分けて2つの役割がある。すなわち、①FPICルールの枠組みを踏まえた同居親と別居親の間に立つ調整役であり、同時に、②子どもの健康な成長・発達に不可欠な、親に対する子どもの愛着形成の機会となるような面会交流の創造と、継続を支える役割である。このような役割意識のもとに行われているFPICの人材育成・訓練のあり方を以下に紹介する。

## ウ OJT と OFFJT

### (ア) 個々の援助場面において求められる援助者の姿勢

FPICにおける援助者の育成・訓練は、面会交流援助の実践を通じて行なうOJTが中心である。そこで、援助場面において求められる援助者の姿勢を具体的に挙げる。

援助場面では、困難事例であるほど、連絡段階から別居親の面会交流に対する要求が強い一方、同居親の拒否感が強い場合が多い。援助者は、そのような父母の強い要求を一身に受けつつも、FPICルールで決められた枠組を守る強い意思が求められる。こういった場合、親の強い要求を杓子定規にはねる態度ではなく、要求に対して誠実に聴き、受けとめ（傾聴能力）、ルールを納得してもらえるようにわかりやすく説明できる（コミュニケーション能力）、腰の引けない粘り強さが求められる。また、面会交流実施時には、別居親が事前の相談なくプレゼントを子どもに贈ろうとしたり、手紙を渡そうとしたりなどの予測されないハプニングが生じることがある。そのような事態に対して援助者は、動じることなく冷静にして機転を利かせた臨機応変な態度で、かつ子どもを傷つけない配慮を持って、その場の状況に応じた工夫した対応が求められる。

援助者が面会交流場面に最も近くでかかわることになる付添い型の面会交流援助では、援助者は、単に交流場面に立ち会っているわけではなく、別居親と子どもとの交流場面と適度な距離を持って観察する姿勢と、子どもに対して常に援助者が見守っている安心感を与える振る舞いが求められる。

面会交流が終わった後に子どもや同居親又は別居親へのケアを必要とする場合もある。例えば、面会交流中、子どもが頑張って別居親に接し、気を遣い過ぎていることが感じられる時、子どもの心理的疲労感が考えられるとき、援助者は、事後に、子どもを労うとともに、同居親に対しても、子どもの気持ちを察して「今日は随分頑張ってお父さん（又はお母さん）に会っていましたよ。」と子どもに優しくフォローするよう促すことがある。また、子どもと別居親ともに交流を楽しみ、充実した面会交流が実施できた時は、援助者から子ども及び別居親に対して「楽しい時間よかったね。」とその親子関係を支え、同居親に対しては面会交流中に発揮された子どもの良い面を誉め、同居親が自分の子育てが評価されたと肯定的な気持ちを持ち帰れるよう配慮する。一方、別居親は、往々にして親としての自信が揺らいだり、同居親への強い不信感に満ちていることがあるので、子どもの気持ちに寄り添えた別居親には、子どもとの交流場面を取り上げながら「お子さんが安心して甘えてましたね。」など伝え、別居親の親らしさをサポートする。また、別居親から「元気に成長してくれてよかった。」と素直に発せられたときなど、「お父さんがんばりましたね。お母さん（同居親）には、元気な子どもに育ててくれていることを喜んでいらっしやったとお伝えしますね。」と同居親へのプラスのイメージを

忍ばせた言葉をかけるようにする。このように、援助者は、父母離別後の将来的な親子関係の再構築を視野に入れながら子どもや同居親又は別居親の気持ちを支え、安心感や自信が持てるようケアすることが求められる。

援助者が面会交流援助に際して、このようなゆるぎなく粘り強い姿勢を持ち続けて対応し、必要なケアを行うことは、父母からの信頼を得ることにつながり、子どもからも安心して選ばれる援助者となり得る。

このようなスキルや知見の獲得は、現場で感じたり気がついたことを、援助者同士で情報交換することで身につくものであり、援助者がお互いに報告したり相談したりするようにしている。

#### (イ) スーパーバイズ態勢

FPIC の面会交流部では、援助者が質の高い援助を継続して実施できるように、スーパーバイザー（以下「SV」という。）との密接な連携を取るスーパーバイズ態勢を作っている。

FPIC の援助者は、家族の紛争の解決や紛争についての研究に何らかの形で携わった経験をもっているが、面会交流の事例に対しては単独責任制はとらず、常にSVと緊密な連携（報告、連絡、相談）をとり、SVも援助者の相談に応じるスーパーバイズ態勢をとっている。

また、FPIC では、援助者に面会交流援助を円滑に行なうためのツールとして、「FPIC 面会交流援助者携行手帳」を配布し、援助の際に携行させている。手帳の内容は、面会交流援助事業・援助者の位置づけ、援助者の基本的姿勢に始まり、援助前の準備や援助中の注意事項、緊急時連絡先等が記載されている。この手帳を携行する意味は、SV が身近にいない時でも、援助者が単独で質の高い援助ができるよう援助者の姿勢の拠り所とするためである。

これらを背景に、援助者はSVと共同で援助に参加し、実際の子ども・父母からも学ぶ姿勢で援助の本質を理解していく。

#### (ウ) 事例研究会、技法演習

事例研究会は、援助者全員を対象とした事例検討会とSV相互のSV会議（毎月1回）がある。前者は事例検討会と言い、毎月1回、グループスーパービジョンとしての事例検討や援助上の留意点の周知を図っている。後者のSV会議は、個別の事例検討のほかに、援助事例の進行状況、援助技法等について情報を共有し、どの援助事例についても適切な援助が実施できるようバックアップする態勢を作っている。また、SV会議は援助者研修会の開催計画を立て、新任者研修、中堅研修、面接技法・援助技法などの演習（ロールプレイ）を行う。講演会・研修会の講師、雑誌記事の執筆等も、実務を振り返る援助者の自己研鑽の場となる。本調査研究のミニセミナーにおいても、SVが交代でファシリテーターを務め、技法の向上の訓練の機会とした。

(エ) その他の研修、研究

FPIC では倫理規程に基づき、会員全員に対して業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すことなどを義務づけており、入会時に誓約書を提出させている。

また、これを受けて、面会交流援助部独自の倫理研修を実施し具体的な留意事項について研鑽している。

その他、各種の委託研究や助成研究を実施し、一般に向けた刊行物や、援助に向けた刊行物を刊行してきた。

エ 法律、行動科学等の知見の習得

本調査研究の過程で、援助者に求められる資質、能力、知見、技法等に関し、援助の経験を踏まえて、体系的な研修を前提としたカリキュラムについて試案を記す。

(ア) 心理学関係

① 発達に関する心理学

乳幼児期の心理学、児童期の心理学、思春期・青年期の心理学

② 心理療法関係

心理療法の基本、子どもの心理療法

③ 医療・保健領域に関する心理学

子どもへのアプローチ：未熟児、虐待経験を持つ子ども、身体疾患を持つ子ども、精神疾患を持つ子ども、障害を持つ子どもへのアプローチ

④ 家族に関する心理学

家族臨床心理学、家族への心理的支援

(イ) 法律関係

① 民法、家事事件手続法、児童虐待防止法、DV 防止法等の法制度

② 児童福祉法、母子父子福祉に関する法制度、各種行政上の手続き

③ 児童の権利条約、ハーグ条約等

(ウ) 福祉行政関係

① 虐待の理解と対応

② 母子福祉（子育て支援等）

③ 女性センター等 DV 関連支援事業

④ 生活保護関係

⑤ トラウマケア

(エ) 精神医学関係

① 精神障害に関する知識

② 児童精神医学関連の知識（発達障害関連を含む。）

③ 思春期精神医学関連の知識

④ 精神分析関係の知識

(オ) 技法関係

- ① 面接法
  - ② 行動観察
  - ③ 箱庭療法
  - ④ 認知行動療法  
持続エクスポージャー療法、解決志向療法等
  - ⑤ ケース報告技術
- (カ) 共通

- ① 職業倫理関連の知識
- ② 児童文学

離婚や親の別居をテーマとした児童文学は、葛藤状況にある家庭の子どもの心理状態を知る良いテキストとなる。例えば、E・ケストナー、今江祥智、灰谷健次郎等の作品が挙げられる。

#### オ ネットワーク構築力（専門機関へのリファー等）

親子関係、家族関係、対人関係及び紛争を持ったこれらケースを扱う場合、他の心理臨床の領域でのアプローチと同様、関係する専門機関との連携が不可欠である。特に、精神障害、人格障害等精神医学関係の疾病等に罹患又は疑いのある当事者に対しては、精神科医との密接な連携は必要で、場合によっては連携する病院又はクリニックにケースをリファーする必要があることがある。さらに、子どもの福祉に関する問題については、関連する機関へのリファーが必要になる場合がある。

一方、日常的にこれら連携を密に保つには、専門機関の専門職を交えた事例検討会等の実施も必要で、専門機関同士の専門職が、お互いの顔を知り、気軽に相談又はコンサルテーション態勢を整備できる下地を作っておくことが必要と考える。

## 6 ADR 及び面会交流短期援助の実施からみた合意形成支援のあり方

### (1) ADR

今回の調査研究においては、法務大臣から ADR 機関として認証を受けている機関である FPIC による ADR を活用した。実施件数は、東京ファミリー相談室 2 件、大阪ファミリー相談室 12 件の計 14 件（相手方が応諾しなかったもの 3 件（うち 1 件は名古屋ファミリー相談室）を除く。）である。電話や面接等の相談件数に比べれば申立て件数は少なかった。ADR 申立てに至るまでに事前の相談などに要する時間が必要であること、ADR そのものに対する認知度が低いことなども理由として考えられる。

本項では、調査研究期間に実施した事例を踏まえて言えることを整理してみたい。

#### ア 短期間で集中的な話し合いができる民間型 ADR

離婚の争いが長期間にわたる可能性がある場合や、別居を開始して間もない場合などで、まず子どものとの面会交流の話し合いを優先することが子の利益にかなうと考え

られるときは、1週間から2週間のインターバルで集中的に調停を行うことができる民間型ADRの利点が活かされる。今回の調査研究期間に実施した12事例のうち成立に至ったものの平均調停期間は3か月、期日間の期間は平均15日である。家庭裁判所の次回期日の指定が通常1か月以上かかるのに比べると、極めて短期間での話し合いが可能になる。また、今回は面会交流を対象とする限り調停費用を無料（事業委託費用により当事者の負担分を支払った。）にしてインセンティブを計ったが、このようにして子の利益の実現に係る争点を優先することができたことは、今後の支援の在り方の参考になろう。

#### イ 同席調停を原則とする民間型ADRにおける高葛藤事例への対応

従来、FPICのADRは原則として同居親、別居親の双方が同席できることを原則としていた。これは別席もかなり行われる家裁の調停と異なるが、その理由は、交互に当事者から話を聞くよりも、直接対面して話し合うことによるほうが相互の情報伝達の歪みを少なくし、双方に現実認識が高まるといったメリットを重視してきた<sup>23</sup>こと、また、物理的に二つの調停室や待合室を設ける余裕がなく、不測の事態に対応できる警備体制も用意できないことがその理由であった。しかし、今回、東京相談室で3期日とも、別席で調停ができた事例が1件あった。たまたま、東京ファミリー相談室の近くの建物に「かるがも相談室」を開設したために、この二つの建物を調停人が往復する形で実施した。これにより不測の事態を予防することができたほか、過去の相手からのDVに対する恐怖感、不安感を払しょくできないとする他方当事者も話し合いに集中することができ、複数の争点で対立していたのが、最終的には一つに焦点化されていった。その背景には、面会交流支援に実績のあるFPICの調停人が、面会交流場面における親子の変化や成長に関する豊富な経験からくる知見を情報提供することができたという側面がある。

1件の事例から一般化することはできないが、今後高葛藤事例であっても、調停場面で嚴重な警備態勢をとるまでの必要のない事案については、別席による調停の導入も考えられる手がかりとなった経験ができた。

#### ウ 争点を焦点化できた不成立事例

今回、不成立の事例は東京ファミリー相談室の1件のみであった。しかし、この事例も3回の期日の中で、家裁の調停時には複数の争点について合意がなかったのが1点に絞られた。これは、家裁の調停後、FPICで短期間（1回）の援助が行われたことの影響もあるかもしれないが、ADR調停の中で、合意形成ができない理由とその程度に焦点を絞って話し合いを促したことにもよるのではないかと思われる。結果的には不成立に終わったが、最後の争点（DV被害の受け止め方）に関する思いの強さ、認識の違いについて双方当事者と調停人が共通の理解を得たことは、今後の問題解決

<sup>23</sup> 大阪ファミリー相談室編著『対話促進型調停を目指して－夫婦間紛争とADR－大阪ファミリー相談室ADR4年間の歩みと課題』大阪ファミリー相談室 2014 18、19頁

の方向性とそのために双方が何をすべきか（あるいはしないか）を明確にする契機になったのではないかと考えられる。

#### エ 一定の援助期間後、自立実施に向けた合意形成としての ADR の利用

大阪相談室で実施した8事例は、いずれも1～2年間援助が継続しており、FPICの援助から自分たちだけで面会交流を実施するための合意形成（話し合い）の場としてADRを活用したものである。一般に、第三者機関による援助活動の目的は、早期に自分たちだけで連絡を取り合って実施するようになること<sup>24</sup>であり、面会交流実施中何か問題が生じて自分たちで主体的に話し合って解決していく柔軟性を身につけることである。ただし、1～2年間<sup>25</sup>の援助期間の終了に当たって、自力実施に向けた環境の整備や条件についての協議（合意）をどのように支援するかについては決まった方式はなかった。これに関して、今回の試行によって、一定期間の援助活動によって同居親、別居親の双方に、自分たちで面会交流が実施できるという自信と安心感が醸成された事例については、援助期間の終盤にADRによる合意形成の場を提供することによって、父母双方が子の親としてのお互いの立場や気持ちを尊重できるようになった。また、お互いへの攻撃や不満の主張を相互の関係が改善されるような方法でコミュニケーションできるようになったこと、アクシデントやハプニングが起こったときの対処方法を共有できるようになったことなど、父母双方の親としての成長を確認し、子の親同士としての新しい関係の形成に必要なことを確認する「再出発の儀式」としての効果を持つことが示唆された。

また、第三者機関にとっても、この段階での合意支援において、援助過程を振り返って何が有効であったかを検証する場となるという意義がある。このような検証的機能は、高葛藤事例における早期関与としてのADRのあり方に裨益するところが少なくないと考えられる一方、民間型ADRは、専門機関等の一定の働きかけによって、当事者双方がある程度信頼関係を回復したり、自分自身の問題に気が付くなど、葛藤状態が緩和した場合によりよく機能するということも考えられたところである。

また、今回の調査研究における以上のような経験からすると、援助過程とは真の合意、あるいは長続きのする無理のない合意をもたらすための当事者への働きかけの過程であるということに改めて気づかされたところである。

さらに、大阪相談室の試みから見て、ADR手続が無料で提供されたことの効果は大きく、民間型ADRの利用の促進に費用負担の軽減が求められることが改めて認識させられた。

<sup>24</sup> 本報告書では一般に「自力実施」と呼んでいる。大阪ファミリー相談室では「自立実施」と呼んでおり、この項については「自立実施」という。

<sup>25</sup> 大阪相談室では面会交流援助期間を原則1年間とし1年間まで更新できるという運用である。ちなみに、東京相談室は、原則1年、以後1年毎に更新可能であるが、子どもが小学校6年生までを限度としている。

## (2) 短期援助（かるがも援助）

本調査研究の一環として、面会交流の短期援助（かるがも援助）を実施した。件数は16件であり、ADRと同様に電話や面接等の相談件数に比べれば少なかった。当初、ADR後の受け皿としての試行を想定したが、当事者との最初の接点である相談の時点で、すでに協議や調停中、あるいは離婚後の事例が多く、ADRの申立て数は少ないことが予見された。そこで、受託期間の途中からADRを前提としない実施方針に切り替えて、短期援助（かるがも援助）を開始した。

### ア FPICの短期援助との相違

FPICの既存の短期援助と今回の短期援助（かるがも援助）には、3点において相違がある。①有料と無料の違い、②申込みの経緯の違い、③援助内容の柔軟性の違いである。

①については、費用負担に困難あるいは拒否感を示す当事者に対して、利用が動機づけられた。②については、FPICにおける利用の任意申込とは多少異なり、当事者申込だけでなく、面接相談担当者が短期援助の効用を診立てたうえで、当事者に短期援助（かるがも援助）の利用を提案することを試みた。③については、FPICの短期援助の内容を原則としながらも、早期自立が見通せる事例においては、当事者合意によって時間、場所（最初から外部での実施）等について柔軟な対応を試みた。

### イ 実施事例の概要

「短期援助事例一覧」（資料4）」参照のこと

### ウ 短期援助（かるがも援助）の実施結果

結果の態様は下記(ア)~(ウ)のように大別されるが、少なくとも援助が次のステップへの道筋をつけた点及び親子の長期断絶の防止に寄与した点で、有効性の認められる試行であったと考える。

#### (ア) 自立又は援助軽減の早期実現に役だった事例

16件中4件という高比率（25%）の事例がこれに該当する。【短期援助事例1】では、10年を超える婚姻生活の中での経済的破綻を主たる原因とした離婚に際して、子どものために協力し合うことは最優先課題として父母が合意していた。子ども自身が別居親（父）との交流を希望し、交流時間も親子三者が4～5時間を認め合っていた。ところが、紛争の渦中で生じた父のDVによる同居親（母）のPTSDが顔を合わせての自力実施の障害となっており、かといって、有料の第三者機関の援助を求めるのは困難な経済状況にあった。

この事例では、母の不安を軽減する丁寧な事前準備を行った結果、第1回の受渡し援助の順調な経過に安心感を得た母が、第2回は援助者の立会いなしで取決め通りの受渡しの予行練習を行い、3回目以降は自力実施を決断することができた。事前準備は次のようなことを行った。子どもの引渡し場所を母に選択させ、父母が顔を会わせることなく受渡しができることを援助者とともに現場で確認し、かつ、場



所を固定化した。毎月2回以下の日程で、交流時間を2パターン（4時間、5時間半）設定し、待ち合わせの5分前ルールを取り決めた。連絡調整は面会時に子に託してメモで次回を確認し合い、変更連絡のみメールを使う。交流場所は父と子で決めて事前に母に伝える。プレゼントは父に任せる等である。

この事例の成功は、子ども中心とする父母と子どもの合意の存在、日程調整への柔軟な対応、学齢に達した子どもの発達課題が大きな要因であるが、短期援助を無料で利用する決断が自立への動機付けとなったことは見逃せない。加えて、早期自立のための母への不安軽減への配慮の重要性も再認識された。配慮とは、援助者が母とともに現地で安全確認を行ったこと、第1回の交流中に母への親ガイダンスを行ったこと、安全に第1回面会交流が実現できたこと、そして、母の主治医である精神科医が、肯定的面会交流観の下に、課題を実施の方法論に絞って母を支えていることである。医師の支え方の影響力は大きい。

【同事例2】も、有償の援助を決めたものの経済的事情で実施に踏み出せずにいた事例である。無料の援助で付添い援助を開始した後、初回の実施で不安感を解消した子どもの報告を受けた同居親（母）が、3回目からは廉価なFPICのステーションサービス（受渡し）への移行を決断した。父母の顔合わせさえ避ければ、早晚連絡調整、自力実施に移行できる見通しである。順調な推移の中で、援助対象から外れている長子の参加も、将来的には期待される。【同事例3】も、家裁での試行の不首尾の後、短期援助の利用結果が功を奏し、家裁に戻って自分たちで受渡しをする面会を合意し、実施できた。【同事例10】は、多忙な身内の援助が得られなくなって中断したが実施歴がある。10年を超える婚姻歴を有し、学童期後半の父子関係の良好を父母が認めている等の点で事例1に類似している。短期援助の利用後に弁護士の仲介による自力実施に向けたプログラムが成立した。

(イ) 短期援助が現実検討の機会となり、今後の協議への道筋をつけることができた事例

【同事例7、8】が該当する。前者は別居中の事例でまだ問題解決の途上に、後者は協議離婚後に約束が守れない事例である。援助期間中に(ア)のような、目に見える進展は得られなかった。しかし、同居親（母）の遭遇拒否や連れ去り不安が強いだけでなく、父子関係が未成熟だったり、費用負担と第三者の介入を嫌っていた別居親（父）が、自分たちだけで実施することの困難に直面することにより、短期援助の後に、第三者機関の援助を希望または選択する可能性が生まれている。

【同事例11】は、父子関係に問題がないにもかかわらず、重複、反復される紛争の中で、離婚も面会交流も合意が得られず、父子関係が断絶したままの事例である。短期援助によって断絶の長期化を避け、かつ、合意成立後の継続的援助への道筋をつけることができた。同様に【同事例12、13、15】も、再開又は継続援助への展望を得ている。

(ウ) 行詰まり状態の打開策としての試行事例

短期援助が打開策としては機能せず、今後の見通しは不明という結果になった事例である。水泳における息継ぎのようにとりあえず紛争の激化を一時鎮静化し、親子関係の長期断絶の回避の意味はあったものと考えられる。【同事例4】は幼児期前半の子どもと同居親（母）との母子分離がうまくいかず、【同事例5】は父母が子ども中心の協議ができず、面会交流を双方の思惑が優先した駆引きの道具にした嫌いがある。事前の親ガイダンスが必要な事例である。【同事例6】は付添いを嫌う別居親（父）がFPICの援助の更新を拒否して申し立てた再調停が長引き、父子間の長期断絶回避のために短期援助を利用した。【同事例14】は母の出産により、【同事例16】は再調停開始により、いずれも親子の長期断絶が予想される中での短期援助であった。【同事例9】は、FPICでの援助条件を超えた高頻度の第三者機関の援助を調停で合意している。他の受け入れ機関を探す間、宙に浮いた合意の暫定的実現のために短期援助を利用した。短期援助後、別居親（父）には頻度より面会継続を優先するという選択が可能かどうか不明である。

エ 面会交流短期援助のあり方

調停中の事例については家裁による試行面会交流が用意されている。FPICの面会交流援助は、当事者の合意形成過程に関与せず、専ら合意後の実施過程を援助する基本的スタンスをもって援助している。短期援助も、原則として合意成立のための「お試し」としての援助を排除し、面会交流の継続実施を前提に、自力実施の練習、あるいは導入援助として行っている。

しかし、これまでの経験では、継続的付添援助の申込みが9割を占め、自立までの期間が長引き、短期援助の利用も効用も決して高くはなかった。家裁の試行が2回程度以上できないとの当事者の要請により、やむを得ず、導入援助の名目で家裁の試行の肩代わりをせざるを得ない側面もあった。

今回の短期援助（かるがも援助）では、無料で、援助内容に柔軟性を持たせた面会交流を、担当者の方から情報提供や提案もしながら実施した。子どもの年齢が幼児期後半以降の事例で、面会交流そのものへの実施意欲が父母双方にありながら、費用負担が難しい、スタートにおける実施方法への不安や迷いのある事例に対しては、早期自力実施への有効な援助方法であることが認められた。このような結果は、定型援助（2回に限定した付添い型援助）であるFPICの既存の短期援助を、早期自力実施援助の観点から内容の柔軟性の点で見直す必要を示唆しているかもしれない。

しかし、当事者にとって、最も魅力的だったのは無料の援助を利用できることによる「踏み出しやすさ」にあったことは間違いない。面会交流だけでなく、離婚本体の紛争の泥沼化を回避する意味でも、面会交流の初期援助が広く無料で利用できることのコストパフォーマンスは、想定を超えるものではないだろうか。初期援助に対する公的支援が期待されるどころ大である。

## 7 親ガイダンスのあり方に関する課題及び留意事項

### (1) 離婚前後の父母に対する親ガイダンスの現状

#### ア 裁判所の取組み

最高裁は、平成18年3月、子どものいる夫婦の離婚や面会交流に関する親ガイダンス用のDVDを作製し、全国の家裁の活用に供していたが、民間の利用への道が開けていなかった。しかし、平成26年7月から、動画配信を開始したので、「最高裁」→「動画配信」の検索により、簡単に個人視聴が可能になった。

内容は、「両親の争いから子どもを守るために」（5分）と「子どものための面会交流に向けて」（14分）の2本である。前者は、「両親の対立の狭間に置かれる子ども」、何も知らされず、一人で不安になる子ども、「両親の離婚という喪失」、「親子関係の良好な継続」、「夫婦の関係から父母の関係へ」、「面会交流の必要性」、「養育費の意義」、「養育費と面会交流」の8つのテーマを通じて、面会交流がうまく行われていると良好な親子の関係の継続を可能にしていくことが簡潔に説明されている。後者は、①面会交流とは ②子どもの予定を大切にする。③のびのびと過ごさせる。④いいかげんな約束をしない。⑤行き過ぎたプレゼントをしない。⑥子どもにことづけをしない。⑦相手の様子をしつこく聞かない。⑧笑顔で送り出し、笑顔で迎える。⑨会いたくない理由をよく聞くという内容で、面会交流がうまく行われるためのポイントが子どもの表情の変化を見せながら語られている。

各地の家裁においても、最高裁のDVDの活用が進められているほか、独自の親ガイダンスの取組みやプログラム化が試みられている。中でも、平成11年7月から諸外国の先例を参考に親ガイダンスのプログラムを検討し、平成18年4月から上掲の最高裁のDVDの活用による親ガイダンスの試行を行ってきた大阪家裁は、平成27年11月から独自のプログラムによる親ガイダンスを実施している。500人に対する実施結果によると、ガイダンス参加者は子どもの福祉に配慮する意識をもって調停での話し合いに臨んでいるとその効果が報告されている<sup>26</sup>。

裁判所の取組みの先駆性には期待するところ大であるが、裁判所にかかわりのない協議離婚が対象外であるところに、全般的解決策としては限界がある。

#### イ 海外モデルの試行的取組み

諸外国の多くには当事者だけで合意する協議離婚制度が存在せず、離婚には司法手続きを経ることが必要である。韓国には協議離婚制度は存在するが、当事者の熟慮期間後には裁判所の判断が介在する。アメリカ、カナダ、オーストラリア等では、司法手続きに、離婚成立の要件として有料の義務的親教育プログラムが組み込まれてい

<sup>26</sup> 大島眞一・千村隆「大阪家庭裁判所における親ガイダンスの取組みについて－現状と課題－」『家庭の法と裁判』No.8 日本加除出版 2017 24-31頁

る。その一例として、1990年代に米国ケンタッキー州では、ルイヴィル大学 Dr ブラウン教授を中心に開発された FIT プログラムを採用している。平成22年に白梅学園大学の福丸由佳教授が中心となって FAIT-Japan 研究会<sup>27</sup>を立ち上げ、FIT を日本語訳版として導入した。日本語訳版は FAIT プログラム「離婚を経験する親子のためのサポートプログラム」の名称で、日本での適用が試みられている。DVD が活用され、親のためのプログラムと子どものためのプログラムがある。共同親権下の義務的プログラムを単独親権で任意参加の日本において実施するために、実施時間の短縮等さまざまな工夫が進められているようである。研究会として定期的にワークショップが開催されているほか、すでに平成27年度に明石市で実施され、文京区での実施も予定されている。社会教育の領域での今後の普及が期待される。

#### ウ 面会交流援助機関による取組み

援助機関は少なくとも相談、学習会、セミナー等の形で、それぞれの親ガイダンスを行っているが、内容、ノウハウ等の確立や共有化は限定的である。援助観や援助方法の多様性によるものと思われるが、当事者ニーズの多様性、個別性の反映でもあろう。私的契約だけを基盤としている現状には、対人援助機関としての倫理性、援助スキル等一定の質の担保の課題が存在している。しかしそれ以前の課題が、援助機関の絶対数が少な過ぎることである。

### (2) 親ガイダンスの必要性

FPIC は本調査研究の一環として、別居・離婚前後の親のため、面会交流を含めたオリジナル親ガイダンスプログラムの開発と実施を試みた。すでに昨年度の本調査研究の受託団体も、親教育プログラムの開発・実施を試みている。「共同養育を実現する親であるために」、「充実した面会交流のために」、「円滑なコミュニケーションのために」の三部構成からなる各2時間計6時間のプログラムである。共同親権・共同養育を志向し、子どもの発達理解、コミュニケーションの改善にまで目配りした、高密度、高水準の優れた内容であるが、消化吸収には、かなりのエネルギーと文字文化への親和性が要求されると思われる。

すでに平成8年以来、FPIC は他に先駆けて「子どものいる夫婦のための離婚セミナー」の実施歴を有し、個別の面会交流援助においても不十分ながら親ガイダンス機能を有する事前相談を実施している。しかし、日本では、離婚の9割が当事者合意のみで成立する協議離婚であり、義務的親教育制度は存在しない。また、多くの同居親は家事、育児、仕事の三役をこなし限りなく多忙な生活を余儀なくされ、時間とお金に余裕のないひとり親として、子育てに多くの悩みを抱えている。にも拘わらず、子育ての指針となるような親ガイダンスは普及・定着に至っていない。他方別居親はといえば、不安と焦りの中で、一人で忖度したつもりの判断と方法がうまく問題解決につながらず、孤独感を強めて

<sup>27</sup> <http://fait-japan.com/main.html>

いることが少なくない。このたびのプログラムは、そのような日本の現状に適合した、有効かつ効率的なプログラムの開発が必要かつ急務であるとの認識のもとに進められた。

面会交流の意義・目的にかなった面会交流の実施の困難のゆえに、昨今、面会交流の原則実施を巡って論争が激化している。論争自体は、面会交流に対する関心を喚起し、子どもの福祉の観点から面会交流の質を問う点で、重要な問題提起である。しかし、面会交流実施の援助者である FPIC は、オール・オア・ナッシング的な議論の乖離を収束させて、二次被害の心配のない子どもの福祉にかなう面会交流をいかに創り上げていくか、そのために、父母と援助者がどのように協力し合っていけばよいかの方向性を探求する立ち位置にあると考えている。

法的環境の未整備のゆえに遭遇している困難も多いが、早急な改善のかなわぬ現状においても、子育て支援としての親ガイダンスと面会交流援助の充実は、父母と子どもが遭遇している別居・離婚前後の問題の解決にとって、間違いなく必要かつ有用であると考えている。

### (3) FPIC 親ガイダンス「かるがもセミナー」の趣旨

セミナーは「かるがもセミナー」の愛称のもと、次のような趣旨で実施された。

#### ア 親の離婚を経験する子どもの気持ちを理解する

本セミナーの最終目的は、子どもの健康な心身の発達をサポートすることである。理念的でも一人合点的でもない、現実、生身の子どもの心情を理解することは目的達成の第一歩である。しかし、残念なことに、不和葛藤中の父母は、それぞれ自分を守ることに精一杯となり、子どもへの関心が低下していることが多い。その結果、身体的暴力がなくてもネグレクトが起きていることもある。そこで、本セミナーは子ども理解から始まる。

#### イ 面会交流の意義・目的を子ども目線で焦点化して学ぶ

プログラムの最大の特徴は、当事者の態度・行動の変化を認知→感情→行動の順に働きかける認知先行の西欧的発想とは異なり、感情・情緒を優先する日本の文化風土を考慮し、感情→認知→行動の順に働きかけを行うところにある。即ち、長年援助者が子どもから聴き取ってきた子どもの声や気持ちを、まず最初に、できるだけダイレクトに親に届け、親にはその声を受け止め、感じ取ってもらう。感情への働きかけを重視するのは、うつの治療に感情脳への働きかけを提唱しているダビッド・S・シュレーベルにも通じるものと思っている<sup>28,29</sup>。

その上で、「愛着形成のやり直し」に焦点化した面会交流の目的の理解を促し、その目的の実現に役立つ面会交流のあり方・方法を考えてもらう。法律で規定している

<sup>28</sup> ダビッド・S・シュレーベル『フランス式「うつ」「ストレス」完全撃退法』山本和子訳 角川書店 2003.9.26

<sup>29</sup> NHK 総合ニュース：大阪、愛知、千葉の15社が、トラックの車体に運転手の子どもが描いた絵をラッピングして貼り付け、取組み開始3年、事故ゼロが維持されているとの放映。家族愛が講義型研修に勝る効果ありとの見解において同趣旨である。2017.1.12

ドイツの面会交流における親の善行義務<sup>30</sup>を、学習を通じて理解してもらう趣旨ともいえる。紛争の初期に参加できれば、離婚再考の動機付けが得られることをも期待している。

#### ウ 参加者の気づきと自己決定を重視し、参加学習型で学び合う

親ガイダンスは、気づきによる自己成長を尊重する学習であるとの認識から、名称も敢えて「親教育」とせず、「親ガイダンス」とした。学習スタイルも、講義を中心とせず、テキスト「子どもからのお願い―別居・離婚後のお父さんお母さんへ―」を、参加者が声を出して輪読しながら、参加者とファシリテーターが協力して理解を深める参加学習型を選んでいる。

#### エ 誰にも開かれたセミナーにする

離婚問題を抱えていることを参加条件とはしていない。父母の関心のあり方が子どもに及ぼす影響を考えてもらうことがねらいである。よって、無料の短時間（2時間）プログラムにした。グループになじまない場合や問題を異にする場合には、終了後の個別相談に応じる。

### (4) かるがもセミナーテキストの構成・内容（資料6）

テキストは、A5判23ページの携帯しやすい小冊子である。構成は、子どもの声（児童詩形式）と解説に大別された二部構成になっている。子どもの声のページは、離婚プロセスの時間経過に従って、①父母の不和の狭間期、②離婚不可避期、③面会交流開始期、④離婚後安定期の4ステージに分けられ、ステージごとの子どもの心情がことばと童画によって父母に届けられる。解説のページは、各ステージの子どもの声の後に続く形で記述され、子どもの声を深く理解してもらうための厳選された重要テーマが解説されている。

そもそも親の離婚は、多くの子どもにとって受け入れ難い不条理である。子どもはその不条理を、それでも受け入れ、乗り越えて生きていかなければならない。そのとき、親でなければできない、親だからこそできる手助けは何かを考えてもらう物語的展開となっている。

### (5) プログラムの実施

プログラムの有効性を検証するために「かるがもセミナー」を全国各地のファミリー相談室の参加を得て計7回、東京ファミリー相談室において「かるがもミニセミナー」を、10か月間ほぼ毎月2回、計18回実施した。

ア 参加者 父母（原則として父母は別の日に参加する）。祖父母、援助者の参加も受け入れる。

イ 所要時間 全2時間

<sup>30</sup> ローツ・マイア「面会交流の場面での親の善行義務―ドイツ法の紹介―」『ふぁみりお』第70号 FPIC 2017.1.25

**ウ 費用 無料**

**エ 会場配置形式** セミナー、ミニセミナーとも6～8人を1グループ単位としてテーブルを囲む。大規模、小規模にかかわらず、最少3人程度から実施できる。

**オ 進行形式** 前半1時間の参加型輪読会、後半1時間のグループ交流会を、ファシリテーターの進行の下に行う。以下のような進行形式が特色である。

- (ア) ファシリテーターが、プログラムの趣旨、概要、進行方法等の説明を行う。本テキストが子どもの一人称を一切使っていないのは、父母を含めて男女を読み替え、個々の事情に合わせて理解してもらうためであることと、読み手になることは強制されないことを予め伝えておく。
- (イ) 輪読会は、はじめにファシリテーターが子どもの役になり切って子どもの声の部分を語りかける。そのあと参加者が、解説部分を一節ずつ声を出して読み合う。参加者同士が読み手と聞き手になって耳と目の両方から学習する。声を出す相互学習が主体的学習効果を上げるための基本スタイルであり、後半のグループ交流のブレイン・ストーミング効果にもつながる。

参加者の輪読の後、ファシリテーターが事例や体験を交えて解説の内容をさらに深め、具体化して伝える。これを4ステージ展開する。子ども役、解説役のファシリテーターの援助経験者としての知見が重要であり、テキストの独り読みでは得られないセミナーならではの効果が期待される。

- (ウ) グループ交流は、グループワーク共通の匿名性、発言の任意性の取決めの下に行う。ミニセミナーでは、飲料水のボトルに動物カバー（ぞうさん、うさぎさん…）をして仮名の名札に代える。特色は、参加者を敢えて選別しないことである。即ち、同居親、別居親、祖父母、別居中、離婚後、面会交流未経験、実施中、中断中、子どもの年齢不問とし、援助者も可とする。参加者は、輪読会の感想、抱えている悩み、経験等を相互交流することによって、経験の相対化と課題の客観視の手がかりを得る。

**(6) プログラムの実施効果**

**ア アンケートに見るセミナーの効果（アンケート集計結果は資料5-3、4）参照**

**(ア) 全般的評価**

回答率（約9割）の高さ、ぎっしりと書かれた感想の内容から非常に反響が大きく、セミナーのグループの満足度70%台を除くと、全体、ファシリテーターのお話、ミニセミナーのグループのすべてが83～84%の役立ち感を得ている。大変肯定的に受け止められていることが分かった。グループは、単体グループで行ったミニセミナーの参加者の方が、満足度が高く、より深い洞察を得られている。親ガイダンスの効果は小規模セミナーが適していることが分かった。

記述の一端を紹介すると、

- ・わかりやすく理解しやすい専門的な話と参加者の双方の意見が聞けた。
- ・子どもにどういう気持ちで、どういう態度で接したらよいかわかった。
- ・子どもの気持ちや賢さが具体的によくわかった。
- ・子ども中心の面会交流の意味、安全・安心な面会交流の必要性がわかった。
- ・子どもに対する考え、子どもの面会についての認識が変わった。
- ・来週初めて面会しますが、おかげさまで心構えができてよかったです。
- ・面会交流の具体的な持ち方がわかった。
- ・もっと子どものことを考えて協議を進めたい。先が見えた気持ちになった。
- ・子どもが希望してからの方がよいと思っていたが、考えが変わった。
- ・迷いが吹っ切れて、子どもと会おうと思った。
- ・参加者の意識が子どものことを第一に考える方向で深まったと思う。
- ・自分の考えの間違いに気づいた。
- ・人間形成上で、愛（愛着）というものの大切さがわかった。
- ・面会交流の目的に沿って実際に履行するためには、親戚や友人が邪魔になることもあり、専門家の話を聞くべきことを学んだ。

(イ) ファシリテーターの話について

テキストの内容を補う解説（言葉）の力が良く分かる記述が並ぶ。「子どもが主役という意味がよく分かった。」「子どもの気持ち、立場等が成長とともに変わることがよくわかった。子ども目線で再考していきたい。」「具体的な事例、アドバイス等が分かりやすく聞いて役に立った。」「子どもの言葉にまず耳を傾け、一度受け止めてから進める会話の大切さを知った。」「ケース バイ ケースとか、8割目標など今後の課題を見つけられた。」「愛着形成のやり直しという言葉が印象的だった。」「ずしっと心に刺さる。離婚の不条理さは自分だけでなく、子どももそうだったと気づかされた。」などである。「援助者の同居親に対する指導内容が聞けてよかった。」等の情報価値を挙げる記述もある。

テキストの輪読だけで、解説を行わなかったセッションでの記述に、他の設問への反応も含め不満の記述が目立った。ファシリテーターが経験や知見を事例などを交えて具体的に言葉にして伝えることの重要性が示されたものと思われる。

(ウ) グループについて

情報交換の場が少なく、参加できてよかったとしたうえで、最も多いのが「立場の違う人（相手側）の意見・気持ちが聞けてよかった。」「逆の立場だったらというのを共有できた。」「別居親の不安な気持ちがわかった。」「監護親の連れ去りに対する不安がよくわかった。」「連れ去った人の話が聞けてよかった。」「子どもを可愛がってくれる、会いたいと言ってくれる相手を少しありがたいと思うようになった。」という相手側に対する理解の記述である、

次に、「苦しんでいるのが自分だけでない、自分だけが特例でも、一人でもない



と思った。』、「安心した。』、「孤独感が癒された。』、「それぞれの立場・環境で頑張っていることに共感できた。』、「自分の苦しみや大変さを口に出すことができた。』、「他人の話が聞けて、硬直していた気持ちが緩んだ。』、「少し気負いすぎている気持ちに気付いた。』、「自分のことを見直すことができた。』、「自分の気持ちを整理できた。』、「自分が直面している内容を視点を変えて見られるようになりました。』、「相手だけでなく自分も変わる必要があると思った。』、「それぞれの事情があり、それでも前に進む話に勇気をもらい、頑張ろうと思った。」と、不安感や苦しみの軽減、経験の相対化、自己客観視、問題解決への前進といった記述が続く。グループならではの父母の成長のプロセスを見ることができる。

「1人の参加者に時間を取られ過ぎた。』、「もう少し話したかった。』、「時間が足りなかった。」等の不満の記載が僅かではあるが認められた。

#### (エ) テキストについて

三択による回答でなかったために、参加者の記述が最も多く、しかも、肯定的評価が圧倒的多数で、その反響の大きさに驚かされた。記述内容は、①教材としての価値評価、②参加者の情動・認識の変化に大別される。

①では、子どもの本当の気持ち・心情がコンパクトにまとめられ分かり易い、読みやすい等を評価する多数意見の他に、「こんなに簡単に読める冊子ができ、家裁の待合室にも置いてほしい。』、「ぜひ、全国の裁判所、自治体などですすめてほしい。」等。また、編集については、「子どものコトバ+解説の2部形式で、心にすっと入ってきて理解しやすい。』、「かわいいイラストでよくわかった。」等もあった。内容を評価する記述では、「子どもの切実な気持ちが良くわかった。」と「たいへん役に立つ。」の記述が最も多く、「成長過程でどんなことを思い、感じていくのか、1冊を通じてわかりやすかった。』、「幼稚園の先生が言っていることが当てはまり、そのとおりであることが分かった。」等の他、「すごく良い資料」、「内容が濃い、すばらしい。相手や相手の家族にも読んでほしい。』、「たくさんの人にセミナーに参加して読んでほしい。』、「公平に作成されていると思った。』、「監護親でも、非監護親でもあるので、両方の立場から考えることができた。』、「裁判所からもいろいろ資料をもらっていたけど、これが今までで一番役立ちそう。』、「家に帰ってからも読み直します。』、「お守りと思って大事に何度も読みたい。』、「大切にします。」等があり、また、面会交流の中核的目的である「できなかった愛着形成をやり直すことの重要性」に触れたものも数人あり、主催者の意図が正確に伝わっていることが確信された。

②では、最多の記述は、得られた気づきを今後の参考にしたいというものである。子どもの心情への気づきを吐露したものとしては、「涙が出た。』、「今の現実と同じところが多く、胸が痛い思い。』、「切なく、申し訳なく、胸がいっぱいになった。』、「子どもの気持ちが入ってきて、胸が締め付けられた。』、「今まで子どもの気

持ちを考えてきたつもりだったが、こんなにつらい思いをさせていたのを感じた。」「子どもの心に共感して、悲しくなりました。」「子どもの気持ちがとても切なかった。両親より、子どもたちの方が不安が大きい、悩んでいること、子どもたちへのケアが必要なことがよく分かりました」と続く。

親の態度、行動の変容を伺わせる記述には、「実の子にいわれる気がしました。子どもに向き合う姿勢を考えます。」「感情が入ってきて、つい子どもが一番という最優先すべきことを忘れがちでしたが、何が大切かということ気付かせてもらいました。」「子どもの気持ちをもっと考えたり、聞いたりし、親が決めつけるのではなく、見守り寄り添ってあげたいと思った。」「もっと子ども目線で対応できるようにしていきたいです。」「ある意味衝撃的だった。わかっているようで、子どもの気持ちをおざなりにしていたかもと気付かされた。」「子どもの本当の気持ちがわかる、子ども目線で書かれてあるので、親として一方的な対応をしていたことがあったなあと、反省しています。」等が見られる。

いくつか意見も寄せられている。「漢字を減らしてさらに読みやすく。」「お役立ち情報の発達過程と子どもの心情を詳述した方が先々長く役に立つ。」「読者拡大のために継続的開催を希望する。」等、改善点を具体的に提案する、いわば応援団的な意見が添えられていた。「偏っている。」「共感できない。」が各1名あったが、個別相談で対応した。

## イ 実施の効果

### (ア) プログラムの有効性の検証

アンケートの回収率及び回答内容における、役立ったと言う高い肯定的評価から、本セミナーは、参加者の態度・行動の変容に影響を与えるような共感が得られていることがわかる。「和んだ。」「癒された。」との言葉にあるように、終了後の参加者の表情が開始前の緊張と不安から安堵や希望、勇気に変わり、穏やかになっていたこと、父母の理解が表面的、理念的でなく、具体的、実践的に表現され、父母の成長意欲の高さが印象的であったこと、何人もの参加者がテキストを持ち帰り読み直したいと記述していたこと等からも、プログラムの有効性は確認されたといえよう。

### (イ) 子どもの心情理解

子ども理解の表現が具体的で、親としての姿勢が伝わるものが多い。「自分だけが不条理を受け入れさせられていると思っていた。子どももそうだった。」「子どもの言葉にまず耳を傾け、一度受け止めてから進める会話の大切さを知った。」「実の子どもに言われる気がした。どういう気持ちで、どういう態度で接したらよいかわかった。」「子どもの気持ち、立場等が成長とともに変わることがよくわかった。」等である。紛争中といえども、親の目を子どもの気持ちへ向けさせることは十分可能であるといえよう。子どもの気持ちを言葉と声にして、直接父母に伝えるプレゼ

ン方法の工夫も奏功したと考える。そのための、ファシリテーターの役割の重要性も確認できた。

(ウ) 面会交流の意義・目的の理解

親が子どものための面会交流の意味を心情的レベルから理解し、今後の面会交流の質により変化がもたらされることが期待できる。セミナーでは、「子どもの福祉」、「子ども中心」等の面会交流の目的を抽象的に表現することをやめ、「愛着形成のやり直し」に具体化、焦点化した。これがインパクトをもって父母の心に届いていることが記述されている。

その目的達成のためには、父母が面会交流に対立や緊張感を持ち込まないこと、子どもが安心して甘えられるような雰囲気づくりに協力し合うことが大切である。その方法を、言葉のかけ方、ほめ方のレベルにまで具体化して伝えた。これが、「わかりやすかった。」との感想になり、理解を深めることに役立つように推察される。現に、ガイダンスに参加した親には、その後の面会交流中の態度・行動に良い変化が認められている。複数の親が、離婚を考え直したいとの言葉さえもらしている。

(エ) グループ効果

親が視野を広げ、不幸福感、被害感、怒り感情の相対化に役立つ処方箋になっていることが読み取れる。「苦しんでいるのが自分だけでない。自分だけが特例でも、一人でもないことがわかった。」「それぞれの立場で頑張っていることに共感できた。」と。また、立場の違う人の意見を聞くことが、紛争の相手方の理解に役立っている。グループ体験の特徴は、参加者自身のレジリエンス（困難を乗り越える力）の回復に役立つことにある。「安心した。」「頑張ろうと思った。」等のことからそれが推察される。理解を深めるための学習だけでなく、元気を回復するためのグループ体験がセットとして実施されることの意味は大きい。

(7) 今後の課題と展望

ア プログラム内容の充実

期待を上回る良い反応が得られたプログラムであるが、参加者からも指摘されているように内容的に改善すべき点がある。まずは、テキストをさらに読みやすく、分かり易くするために、漢字を減らし、必要な場合には振り仮名をつける、表現を簡潔にすることは必要である。紙幅を考えてコラム的にまとめた「お役立ち情報」の拡充も検討課題である。

実施時間2時間に対して、延長希望者が数人いた。これは、進行の工夫によって解決できる範囲と考えている。個別性の高い当事者のニーズに対しては、別途、個別相談による対応が効果的である。

今後も、FPICとして継続的に実施することを予定しているが、テキストの輪読+

グループ交流+個別相談をセットとして組み合わせたスタイルによる総合的効果を大切にしていきたい。

#### イ 継続実施の価値と経費の問題

実施の頻度や実施場所の拡大への要望がある。本プログラムの継続実施の価値については肯定的評価を受けたものと思われるが、経費の問題が重くのしかかる。会場費、託児費用、テキスト代、スタッフの人件費など財政基盤の弱いFPICにとっては大きな課題となる。

しかし、面会交流を始める前に受講したかったとか、離婚を考え直してみたいとの意見、面会交流開始後の親の子ども対応に見られる変化などを考えると、本調査研究の遺産として、親ガイダンスは今後とも可能な範囲で継続していきたい。親ガイダンスの実施に対する経費の支援制度が切望される。

#### ウ ファシリテーターの人材養成と確保の問題

ファシリテーターの有無、関与のあり方の重要性が参加者の反応から推察された。ファシリテーターには、専門的知識だけでなく、援助経験の豊富さと、それを具体的に分かり易く、しかも温かく語り伝えられるコミュニケーション能力が求められる。長期的展望に立った人材養成なくしては、臨機応変に参加者の期待に応えられるファシリテーターは育たない。これにも相応の費用が掛かるので、人材養成にはなかなか着手できないのが現状である。

今後、FPICは、援助経験とファシリテーター経験の両方を兼ね備えた人材を擁する団体として、人材養成への要請には積極的に協力したいと考えている。

#### エ 協議離婚前制度としての親ガイダンスの制度化

親の離婚を経験する子どもの心の傷を少しでも軽減するために、紛争の初期段階での当事者支援の重要性は繰り返すまでもない。離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚を考えるために、親ガイダンスの果たす価値と役割の大きさを本調査研究は改めて確認させてくれた。制度化を期待してやまない。

## 8 合意形成支援及び面会交流援助過程における関係機関の連携について

### (1) 家裁との連携

ここでは、面会交流に関する合意形成を支援する家事調停とその調停によって合意された面会交流を実施するに当たって当事者の援助を行う機関との連携について述べる。今回の調査研究において検討した事例や、相談事例の中には、調停によって合意したものの、その実施については第三者機関による援助が前提（調停条項）となっているものが少なかった。

調停による合意内容を実施するための援助機関としては、FPICのような民間の援助機関のほか、厚労省の面会交流支援事業に基づく地方公共団体がある。前者は全国に約30か

所あると推定され、公益法人、NPO法人、任意団体などその組織や援助方法は多様であるが、その数や運営主体、援助システムなどに関する公的なデータはない<sup>31</sup>。また、後者は平成29年3月現在、東京都、千葉県、熊本県、北九州市、浜松市が、母子寡婦福祉団体等に事業委託する形で実施している。東京都及び千葉県は、具体的な援助活動をFPICの各相談室に、北九州市ではNPO法人にそれぞれ再委託して援助事業を実施している<sup>32</sup>。

ところで、調停委員会とこのような援助機関との間の連携については、第1に合意形成の中に援助機関の援助を受けるという条項を設けるに当たって、あらかじめ当該援助機関の側の同意があることを確認しておくかどうかの問題がある。つまり援助機関へのバトンタッチの問題である。

第2に問題となるのが、援助機関による援助中又は援助終了（中断を含む。）後、履行勧告を行う場合や、再調停において合意内容を変更する場合などに、援助過程での出来事や援助機関と当事者との関係等に関する情報を求めることの当否あるいは手続である。

第3に、家裁が適切な合意形成支援を行うために、調停後の援助過程での出来事や関係の変化、援助方法等に関する一般的な情報を得ることによって、調停運営に資するための情報の共有を図ることについてである。援助機関の側からすれば、より適切な援助活動を行うために、家裁で行われている親ガイダンスや子どもの調査、試行的面会交流の実情に関する一般的な情報の提供を受けることは、家裁から引き継いで援助を行う場合に極めて有用となる。

#### ア 家裁から援助機関へのバトンタッチ

調停終了後、速やかに援助機関による援助活動が開始されるためには、調停の場において、当事者双方が援助機関の援助を受けるとして合意することが必須であるほか、その援助機関を利用するに当たってのルールや費用負担などの契約内容について同意しておく必要がある。調停で決まった後になって、援助機関の援助方法、ルール等に同意できなかったために、せっかく合意した調停条項が実行できない場合もあるからである。このため、調停委員会としては、当事者間に援助者機関の利用について合意がある場合には、当事者双方が、当該援助機関を利用するに当たってその利用に関する契約内容を理解しこれに同意していることを確認しておくことが望ましい。

また、調停委員会として援助実施に当たって留意すべき事項があれば、例えば、少年事件における執行機関に対する処遇勧告のように、これを援助機関に伝達しておくことができれば、円滑なバトンタッチに資するところが少なくないと考えられる。

#### イ 援助機関に対する情報開示の請求

面会交流の再調停やその他関連する調停を効率的効果的に運営するために、それま

<sup>31</sup> 平成27年11月29日、立命館大学において「面会交流支援団体フォーラム2015」が開催され、全国から13の支援団体が参加した。二宮周平編『面会交流支援の方法と課題』法律文化社 2017

<sup>32</sup> 同上 P.202

での援助機関の援助過程における事実関係や問題状況等に関する情報提供を得たいという場合がある。このような場合、現在は、家裁から当該援助機関に対して調査嘱託や調査官調査という方法によって、情報の開示や照会を求める場合がある。事情の変更等によって従前の調停や審判で確定した内容を変更しようとする場合に、それまでの経緯に関して援助機関からの情報を参考としたいということもあるからである。

これに対して、援助機関としては、援助活動に中立性・公平性を期すために、援助内容に関してはたとえ家裁であっても情報開示をしないという判断をすることがある。援助過程における子どもを含む当事者の発言や行動を開示することは、当事者との援助契約に背き、そのプライバシーを侵害することになるだけでなく、そのことが争点となって更なる紛争の激化を招いたり、援助者がその紛争に巻き込まれたりする結果になるおそれがあるからである。このことは、援助機関と依頼者である当事者との信頼関係を損なうだけでなく、一般に援助機関自体の中立性や公平性に対する疑念を招くことにもなりかねない。

ただし、ことがらが生命の危急にかかわる場合など不測の事態が発生するおそれがあるなど、一定の例外的な場合には情報提供が必要となる場合もあると考えられる。いずれにせよ、援助機関の立場からは、援助過程における情報については、基本的には当事者自身から報告を受けてもらいたいと回答することになるろう。

#### ウ 一般的な情報交換

家裁が調停や審判で家裁を離れた事例に対する第三者機関による援助過程における出来事、子どもの成長や変化、当事者間の関係の変化などに関する一般的な情報を得ることは、調停等今後の適切な合意形成支援に資することになると考えられる。他方、援助機関にとって、家裁で行われている親ガイダンス、子どもの調査、試行的面会交流等に関する一般的な情報の提供を受けることは、家裁から移行する事例のスムーズなバトンタッチに寄与し、またその後の援助活動にも資するところが少なくない。

このため、面会交流における合意形成の支援や援助過程におけるさまざまな情報を共有するための情報交換を目的とした協議会等が定期的に行われることが望ましい。また、家裁と援助機関だけでなく、下記(3)で述べるような関係機関ネットワークの連絡協議会によって、それぞれの機関の業務内容について情報を共有していくシステムの構築が望まれる。

### (2) 弁護士との連携

第三者機関が当事者に対する援助を行う契機として、弁護士代理人からの打診や照会があることが少なくない。弁護士による合意形成支援については第4の3で詳述したが、ここでは一般的な連携のあり方について述べる。

#### ア 当事者に対する面会交流援助に関する情報の提供

当事者は面会交流の円滑な実施についてどのような援助機関があり、どのような援助が受けられるかについての情報が乏しいのが一般である。家裁は、調停等においては特定の援助機関を推薦したり斡旋したりすることはないため、代理人弁護士等から適時に必要な情報が提供されることが望ましい。援助機関の選択についても当事者は自分たちの希望や意向に添う機関を適切に判断する基準を持たないことが多いと考えられ、代理人弁護士において援助機関に関する情報を整理し、当事者がそのニーズに応じた選択や判断ができるよう支援することが望ましい。

#### イ 援助機関の利用契約に関する当事者支援

当事者が援助機関を利用とする場合、申込手続、費用負担、利用上のルール等利用を巡って事前に援助機関と十分な協議をする必要がある。このとき、例えば、面会交流の援助の頻度等具体的な方法について、家裁の調停で合意したことであっても、援助機関が提供できるサービスとの関係で、調停条項どおりに実施できないことがある。また、調停条項では具体的な取決めがなく当事者双方が適宜協議して決める、といった取決めがある場合、援助機関との援助契約締結の際の協議が紛糾することがある。このようなことを避けるために、当事者間の協議や調停で合意した面会交流の実施に関する合意内容と、実際の援助活動における約束との調整を行うことが必要となる。したがって、当事者からの依頼を受けた時点から関与している弁護士代理人が、調停での合意の経緯を踏まえて、援助機関が援助を引き継ぐ際の調整等のサポートによって、より円滑なバトンタッチが可能となる（第4の3参照）。

#### ウ 援助過程における当事者支援

一般に、調停から援助機関に引き継がれた段階で、弁護士代理人の役目は終わるわけであるが、援助過程で生じるさまざまな出来事を巡って、当事者が相談や支援を求めてくることが少なくない。その中には、第三者機関の援助態勢や援助者との関係など、援助機関に対する不満や要望、あるいは契約解除に関するものもある。面会交流に関する援助が、真に子どもの利益や福祉にかなったものとなっているかという観点から、当事者と援助機関の共通理解のために支援していくことが求められるよう。

### (3) 医療機関との連携

合意形成や面会交流の円滑な実施が困難な事例の中には、子どもを含む当事者が精神医学的な問題を抱えている場合がある。本調査研究においても事例研究や相談事例の中に同居親、別居親の一方又は双方が、うつ状態、強い不安、PTSD等により苦しんでいる場合があり、医療機関に通院したりカウンセリング等に通院中であったり、向精神薬等を服用していることもある。また、子どもたちの中にも、第4の4で示したような心身に様々な症状を抱えている場合がある。これらの心身の症状は、本来当事者が有していた疾病や気質による場合もあるが、離婚を巡る様々な心的葛藤や、暴力その他の攻撃、非難の応酬等

の紛争過程で発症又は症状が拡大している場合もある。

合意形成支援や面会交流援助に携わる場合、当事者の言動、態度の中に、精神的な疾患や強い心理的なストレスに起因するものがうかがわれる場合、支援者が当事者の表面に現れた発言や行動にとらわれて不適切な対応をすると、かえって当事者の不安や葛藤を高め、コミュニケーションの歪みを大きくしてしまうことになる。

また、調停や審判において、当事者から同居親や別居親、又は子どもの精神状態や行動傾向に関し、精神医学的な診断書等が提出されることがあるが、このような診断や専門家の意見は、診察等を受けた患者やクライアントに対する医学的・心理学的な見解や治療指針であり、このいわば医学的な判断と、子どもの利益を図る観点から面会交流の実施が相当であるかどうかを考慮した司法的判断とが異なる結果になることも少なくないのが実情である。

合意形成の支援や援助過程においては、当事者の心身の健康状態を的確に把握し、精神医学や行動科学に基づく専門的な理解を伴った適切な接し方をしなければならないことはいうまでもない。また、場合によっては、医師等の意見や見解と異なる司法判断があるような場合、合意形成支援に携わる者は専門家、司法関係者、当事者、子ども等の間に立って、事態や争点が持つ意味の共有化を図り、問題解決や対処の方法などについて調整的な関与が求められることになる。

このような、当事者の心身の健康状態を踏まえた適切な合意形成や面会交流の実施に資するために、例えば地方公共団体等において面会交流等の実情に通暁した精神科医を相談者として嘱託したり、援助機関においてそのような助言を求めることができる専門家に参加してもらうなど、常に必要に応じた医学的・行動科学的助言が得られるような支援体制の構築が望まれる。

#### (4) 地方公共団体との連携とネットワークの活用

平成28年10月、法務省は離婚協議における面会交流や養育費の取決めに関する合意書のひな型をパンフレットにして、戸籍係等の窓口配備することとした。本調査研究期間においても、このパンフレットを見て相談してきた当事者もある。

一般に、面会交流や養育費の取決め（合意形成）については、4割弱（平成23年度母子世帯等調査）という数字と6割強（法務省）<sup>33</sup>という数字とその数値に大幅な開きがあるが、相当数の割合で取決めをしていない層があると推定できる。

これらの離婚当事者に対しては、離婚について検討したり話し合おうとする時点での的確な情報提供や相談支援が必要であり、この事前の支援体制が整備されることによって、合意形成がより円滑に進むことが期待できる。

兵庫県明石市では平成26年4月から「明石市こども養育支援ネットワーク」の運用を開

<sup>33</sup> 平成23年度全国母子世帯等調査によれば、面会交流の取決率は23.4%、養育費の取決率は37.7%であるが、平成27年度の離婚協議届のチェック欄に記載された取決率は養育費62.6%、面会交流63.0%と差がある。



始し、相談体制の充実化、参考書式の配布、関係機関との連携を中心としたいわゆるワンストップ型の支援態勢を構築して、市民に対する相談支援を行っている<sup>34</sup>。このように、地方公共団体の相談支援窓口を中核とする関係機関のネットワークが機能することによって、前記法務省の施策が実効性を持つことになると思われ、この「明石市こども養育支援ネットワーク」は、面会交流及び養育費に関する合意形成や円滑な実施を推進する行政のシステムとして有効に機能するものと考えられる。

---

<sup>34</sup> 明石市ホームページ「子ども・教育」⇒「離婚後のこども養育支援 ～養育費や面会交流について～」  
[https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan\\_shitsu/kodomo-kyoiku/youikushien/youikushien.html](https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kodomo-kyoiku/youikushien/youikushien.html)

## 第5 研究のまとめと提言

父母が別居中あるいは離婚後の親子の面会交流は、子どもの発達段階やその時々<sup>1</sup>の家族の状況に応じて流動的に変化していく。このため、父母は、離別していても、日々成長していく子どもにとって今何が必要かを最優先して考えるべきであることを自らに言い聞かせ、子どもの成長を見守っていくという姿勢が何よりも求められる。しかし、子どもがいなくてもなお離別しなければならなかったいきさつや、現在に至るまでの葛藤や紛争の過程において受けた様々な痛みを抱えながら、たとえ子どものためとはいえ、相手と協力し、協働するという関係を築いていくのは容易なことではない。

仮に、子どものために面会交流や養育費について一定の取決めができたとしても、これまでの葛藤、紛争の過程で生じた経済的・心理的・身体的ダメージからの回復や、新しい生活環境の整備や新しい人間関係の構築といった様々な課題の実現に取り組む中で、本当に子どもに安心と安全感を保障する円滑な交流を作っていくためには、自分たちや家族の支援だけでは困難を伴うことも少なくない。この問題の解決は、単に離別した父母やその家族の努力に委ねるべきものではなく、社会全体が物心両面でこれを支援、援助していくことが求められている。

本調査研究においては、このような視点に立って、面会交流の実施に関する合意形成の支援のあり方に焦点を当てて、多様な角度から検討を加えた。

### 1 研究結果のまとめ

#### (1) 長いタイムスパンで形成されていく合意

本調査研究では、面会交流の実施に当たって協議や話し合いなどの合意形成を阻害する要因について7つの類型に分類して、それぞれについてどのような支援の方法が考えられるかを検討した。一口に困難事例と言っても、様々な態様があり、何が合意を阻んでいるかを探索することによって、その事例にふさわしい支援が可能になると考えたからである。第1の1では7つの類型ごとに、どのような支援が求められているかを考察した。また、第1の2では、協議離婚時にいったん合意したが、結局実施に至らなかった類型、司法手続きにおける合意形成が行われた類型についてその実情と課題について検討した。

個々の類型における支援の方策は本文に譲るが、このような検討作業の中で明らかになったことは、面会交流における「合意形成」というのは、紛争の初期段階から円滑な実施に至るまでの長いタイムスパンの中で、少しずつ完成されていく性質のものであり、研究会では「一応の合意」、「仮の合意」から「真の合意」、「長続きのする合意」、「心から納得した合意」へというプロセスにおいて、この問題をとらえるべきであるという共通認識が得られた。この過程において、さまざまな支援機関が適時に適切に関与し、また協働することが必要であることが確認された。また、紛争の初期に関与する機関がどのような配

慮や工夫をすればよいかという情報も少なからず確認できたように思われる。

また、第三者機関による「援助」とは、父母（また、その家族を含む）が心から納得した双方の関係や協力のあり方を身につけていく過程としての意味を持つものであり、仮に不本意なものが残る合意から出発しても、適切な援助を得ることによって円滑な実施に至ることが期待できるということも確認できた。

## (2) 家裁の役割と「再調停」の意義

当初の合意形成において、家裁や代理人弁護士など法的支援をする機関には、当事者双方がより納得度を高めるような働きかけや配慮、工夫が求められるが、そのためには、何が合意を阻んでおり、実施した場合に何が問題となるかが予測されるかを踏まえた働きかけが必要であり、また、子どもがどのような反応を示すであろうかという予測を立てて、対応のあり方について検討しておくことが有効であることが確認された。

また、そもそも面会交流は、当初納得した合意であっても、家族環境の変化や子どもの成長によって変化成長する流動的なものであり、開始時に想定しなかった実施上の困難もあって、合意内容の再調整の必要性が起きることが普通である。しかし、多くの事例では父母としての協働関係ができておらず、当事者間の話合いによる再調整は困難で、中断の危機にさらされがちである。最初の合意が離婚を急いだことによるなど、双方が納得しないままでの生煮えの合意であればなおさら、合意内容の再調整が必要となることが多い。周りの支えや援助機関による微調整で乗り切れることもあるが、多くの場合、継続実施（再開）には、第三者による再度の調整が必要である。今回の調査研究においても、第三者機関による援助過程で実施に関する合意形成上の紛争が再燃した時に、援助機関自身が「合意形成」の「調整」をすることは相当でないことが改めて確認された。

家裁は、最強の調整機関である。本調査研究では、子の成長や家族環境等の変化等事情の変更に即した「再調停」による当初の合意内容の見直し、合意形成の修正、再構築がフレキシブルに実施されることが強く期待された。

## (3) 代理人弁護士の関わりの重要性

面会交流は、法律だけでは解決できない親子関係、家族関係の支援を含む法律問題と言えるが、代理人弁護士は、紛争の初期段階から援助の実施に至るまで当事者と関わりうる重要なキーマンである。代理人弁護士の面会交流に関する理解や当事者支援のあり方によって、ケースの動向が大きく左右される。また、適切な弁護士の関与によって、ともすれば当事者から「敷居が高い」と見られている司法的支援を受けることへのためらいも緩和されると考えられる。

本調査研究における弁護士研究員による弁護士の合意支援のあり方に対する論考（第4の3）においては、同居親、別居親への配慮に満ちた関わり方が必要であること、また、子どもの代理人が当事者双方だけでなく子ども自身の成長にも大きく寄与するものである

ことなどが確認された。

#### (4) ADR 及び短期援助の活用

本調査研究では合計17件の ADR の申込みがあり、うち14件について ADR が実施された(第4の6)。今回、紛争初期の高葛藤状況での ADR でなく、一定の面会交流援助を実施した後に自分たちで実施することを後押しする ADR も実施され、有効であることが確認された。また、面会交流援助のノウハウを持った援助機関が、その経験や知見を活用できる場として、合意形成支援に関わっていく余地があり、ADR の多様な活用方法があるのではないかということが示唆された。

また、援助の方法についても多様な当事者が気楽に活用できる方法としての短期援助の活用も今回の試みにより有効であることが示唆された。今回短期援助の対象とした高葛藤でない当事者層は多く、利用しやすい支援の方策として短期援助のあり方を更に検討する意義があることが確認された。

#### (5) 子どもに与える影響

一般に離婚が子どもに与える影響については、内外に多くの研究や成書がある。今回は、父母の葛藤や紛争性が高い場合に、子どもはどのような影響を受けるかということに焦点を絞って、事例研究を行った。その内容は、従来から指摘されているところとそれほど異なるものではないが、父母が紛争状態から早く抜け出して、あるいは父母間の争いをいったんそばに置いて、子どもの安心、安全の確保を優先することが最善の方策であることが改めて確認された。また、このような状況下にある子どもや親への接し方、留意点についても触れることができた(第4の4)。

#### (6) 援助技法の向上と援助者の育成

父母が対立、葛藤状況にある面会交流の援助については、通常のカウンセリングや心理臨床とは格段の違いがあり、対立した関係の中に入って、父母どちらの側にも立たず、子どもの利益の実現を図るという臨床実務には豊かな専門知識や特有の技法及び日常的な研鑽が求められる。

今回の調査研究過程では FPIC で蓄積された知見やノウハウが具体的に紹介され、明日からでも「使える」情報が提供できたと思っている。

しかし、これらの知見や技法が本当に当事者の関係改善や親としての成長、子どもの安心、安全の確保につながるためには、計画的体系的な援助者の育成が欠かせない。今回はスーパーバイズ態勢を中心とした方策を紹介したが、制度的な対策が強く求められるところである。

### (7) 親ガイダンスの意義と必要性

本調査研究の相談支援の特筆すべき柱は「親ガイダンス」である（第4の7）。今回実施した全国各地での親ガイダンスセミナー、東京のかるがも相談室でのミニセミナーは、グループワークによる親ガイダンスと個別面接を組み合わせたプログラムで実施した。その成果や課題、留意点は本文に譲るが、今後、国や自治体、あるいは民間の援助団体等で有効な親ガイダンスが実施されることを期待したい。

### (8) 関係機関との連携

本調査研究では、面会交流の合意形成支援ないしは援助に関する関係機関と具体的に協議、意見交換をすることまではできなかったが、長いタイムスパンで支援されるべき面会交流ないしは子の利益の実現過程においては、様々な時期に様々な機関が適切な連携をとることが何よりも必要で有効であることが、改めて確認できた。

## 2 提言

### (1) 援助機関の育成と支援

本調査研究において、面会交流の実施に関して相談支援を求める多くの当事者があることが改めて確認できた。また、離婚する親からあまり関心が示されないままにいる子どもも少なくないことが推定される。

また、一方では、調停や審判等によって面会交流を実施することが促されているにもかかわらず、自分たちでは実施できず、適切な援助を受ける機会も費用もない父母が増えてきているという実態もある。

これに対して、全国の援助機関の数は少なく、また、均質なサービスが受けられる状況でもなく、国や自治体の財政支援もないのが実情である。

本調査研究においても、紛争の早期に適切な関与、支援が行われることが当事者、何よりも子どもの利益につながり、また、紛争の困難化を防ぐことになることが確認できた。したがって、全国どこでも、誰にも利用しやすく、早期に相談や援助を受ける態勢が構築されることが喫緊の課題である。また、そのために、専門的な資質が担保された援助者の育成と訓練システムが整備されることが急がれる。

### (2) 親ガイダンスの普及と制度化

紛争解決の一番の対策は紛争の予防である。親ガイダンスについては、本調査研究の過程でもその効果が目に見える形で確認でき、課題や留意事項も明らかになった。現在では、家裁においても調停活動の一環として親ガイダンスの導入、実施が試みられている。しかし、家裁に行く前に、子どものある父母が離婚の協議を始めた時点で、子どものことを優先して考えるという意識改革が広がっていくことが必要である。そのためには、十分

な情報提供と支援の制度化が必要である。親ガイダンスは、単にこれから離婚する父母のためだけのものではない意義を持っていることを考えると、広く子育て支援策の一つと位置づけた制度的整備が求められよう。

### (3) 関係機関の連携とネットワークの構築

本調査研究の過程で確認してきた、合意形成支援の段階から円滑な実施に至る長いタイムスパンでの当事者支援が効果的に行われるためには、司法、行政、福祉、医療、教育といった関連する機関が、適時に適切な関与ができ、支援や援助に関わる有効な情報交換や検証作業を行うことが何よりも必要である。また、不測の事態が予想される側面もある面会交流について、緊急に対応できる態勢も整備される必要がある。そのためには、関係機関連絡協議会のようなネットワークの構築と運営が必要であり、個々の事例に関する連絡会から、財政支援や法制度の整備に至る総合的な支援が行われることが期待される。